

物品販売に関する規約

本規約は、しがクロス株式会社（以下「管理者」という。）が運営する滋賀アリーナにて、物品の販売を希望する個人または企業（以下「販売者」という。）の出店申し込み及び出店に係る遵守事項を定めたものである。販売者及び申請者は本規約を十分に理解し、同意するものとする。

第1条（物品販売許可）

販売者は販売を希望する日までに「物品販売許可申請書」（別紙様式1）を提出し受理されなければならない。

第2条（許可基準等）

以下の各号に該当する場合または該当する恐れがある場合には物品販売はできない。

- （1） 滋賀アリーナ内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- （2） 滋賀アリーナ内の施設または設備を損傷するおそれのある者
- （3） 火気を使用する場合
- （4） その他管理者が不適当と判断した者

第3条（販売場所）

販売は管理者が指定する区画、時間で行うものとする。

第4条（販売手数料）

販売者は販売終了後に「売上報告書」（別紙様式2）を提出し、販売代金の10%を販売手数料として管理者へ支払わなければならない。

ただし、館長が認めた場合は手数料を変更する場合がある。

支払方法・期日は管理者が別途定めることとする。

第5条（販売者の遵守事項）

販売者は以下の各号の項目を遵守しなければならない。

- （1） 商品等の搬入・搬出・管理は販売者の責任において行うこと。
- （2） ゴミは持ち帰り処分すること。
- （3） 電力、水、そのほか販売に関わるものは販売者各自で用意すること。ただし、管理者が使用を許可した場合はこの限りではない。
- （4） 販売終了後は、販売場所を営業前と同じ状況に戻すこと。
- （5） 販売品についての事故や苦情は販売者の責任とし、迅速に対応すること。
- （6） 販売に関する各種関係諸法令に違反する等、管理者への信用を害する行為を行わないこと。

第6条（その他）

この規約に定めるもののほか、必要な事項等については、管理者が別に定める。

付則

この規約は2023年10月1日から施行する。